

低濃度PCB廃棄物の処理に関するガイドライン－焼却処理編－ 改訂の要点

頁	項節等	改訂前	改訂後	説明
23	2.4 1、1)	<p>②微量PCB汚染物(紙くず・木くず等の固形可燃物)及び小型の微量PCB汚染廃電気機器等の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小型のコンデンサー等の廃電気機器や紙くず・木くず等を収納した容器が、例えば密閉性プラスチック容器等の開封することができないものであった場合には、それらの状態を直接確認できないため、排出事業者からPCB濃度やその由来(確実に微量PCB汚染絶縁油由来のものであること)などの情報を事前に入手して確認する。 ・変圧器等についても、排出業者から提出された微量PCB汚染絶縁油中のPCB濃度の分析結果を確認する。 	<p>②微量PCB汚染物(紙くず・木くず・繊維くず・廃プラスチック類等の固形可燃物)及び絶縁油封じ切り又は小型の微量PCB汚染廃電気機器等の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紙くず・木くず・繊維くず・廃プラスチック類等の固形可燃物や小型の廃電気機器等を収納した容器が、例えば密閉性プラスチック容器等の開封することができないものであった場合には、それらの状態を直接確認できないため、排出事業者からPCB濃度やその発生由来等の情報を事前に入手するなどして確実に微量PCB汚染絶縁油由来のものであることを確認する。 ・絶縁油封じ切りのコンデンサー等や絶縁油の封入量が少量で抜油されていない小型の廃電気機器等であって、PCB濃度の分析結果がないものについては、銘板情報等から確実にPCBが使用された絶縁油に由来するものでないことを確認する。ただし、焼却施設で受け入れ可能な絶縁油中PCB濃度に上限を設けている場合には排出事業者からPCB濃度に関する分析結果等を入手するなどして確認する。 	<p>微量PCB汚染廃電気機器等の無害化処理施設への受入時には、排出業者から提出された微量PCB汚染絶縁油中のPCB濃度の分析結果を確認することを求めているが、PCB濃度測定の手間や採油時の漏油リスクを回避するため、コンデンサー等の絶縁油封じ切り機器や絶縁油量が少量で抜油されていない小型の廃電気機器等であってPCB濃度の分析結果がないものを受け入れて処理する場合については、銘板等の情報から確実にPCB使用の機器でないことを確認すれば良いこととした。ただし、無害化処理施設で受け入れ可能な絶縁油中PCB濃度に上限を設けている場合には、従前どおり排出事業者からPCB濃度に関する分析結果等を入手するなどして確認することとした。</p>